

主要な補助金概要

2025/8/5現在

大隅行政書士コンサルティング

補助金	中小企業成長加速化補助金	新事業進出ものづくり商業サービス補助金			省力化投資補助金	小規模事業者持続化補助金	事業承継・M&A補助金	中堅・中小企業大規模成長投資補助金
主体	経済産業省 中小企業庁	経済産業省 中小企業庁			経済産業省 中小企業庁	経済産業省 中小企業庁	経済産業省 中小企業庁	経済産業省 中小企業庁
概要	売上高100億円超の中小企業を恒常的に創出するため、 売上高100億円を目指す中小企業への設備投資を支援 。賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい売上高100億円超を目指す中小企業の大胆な投資を支援します。	中小企業等が行う、 技術的革新性のある製品・サービスの開発 や 既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出、海外市場開拓(輸出) に向けた 国内の輸出体制の強化 を後押しすることで、中小企業等が企業規模の拡大・付加価値向上を通じた生産性向上を図り、賃上げにつなげていくことを目的とします。 「革新的新製品・サービス」「新事業進出」「グローバル」の対象事業枠にて公募されています。			IoTやロボットなどの付加価値額向上や生産性向上に効果的な汎用製品を「製品カタログ」から選択・導入することで、中小企業等の 付加価値や生産性の向上、さらには賃上げにつなげることを目的とした補助金 です。 ●カタログ型：カタログにある設備導入が対象(随時受付) ●一般型：オーダーメイド性のある設備やシステムが対象	持続的な経営にむけた経営計画に基づく、小規模事業者等の地道な 販路開拓等の取組みや、業務効率化の取り組み を支援するため、それに要する経費の一部を補助するものです。 一般型、創業型、共同・協業型などがある。 通常は、一般型・通常枠を検討する。また商工会・商工会議所との検討が必要となる。	事業承継・引継ぎ補助金は、事業再編、事業統合を含む 事業承継を契機として経営革新等を行う中小企業・小規模事業者 に対して、その取組に要する経費の一部を補助するとともに、事業再編、事業統合に伴う経営資源の引継ぎに要する経費の一部を補助する事業を行うことにより、事業承継、事業再編・事業統合を促進し、我が国経済の活性化を図ることを目的とする補助金です。	地域の雇用を支える中堅・中小企業の皆さまが、人手不足等の喫緊の課題に対応し、 成長していくことを目指して行う大規模投資を促進 することで、地方における持続的な賃上げを実現できるよう支援すること。投資規模10億円以上が対象。補助上限50億円。
要件	売上100億円を目指すビジョン・潜在力、資金要件 等【要件】 ①投資額1億円以上(専門家経費・外注費を除く補助対象経費分) ②「売上高100億円を目指す宣言」を行っていること ※現在10億円以上の売上規模の中小企業が自ら「売上高100億円を超える企業になること」、「それに向けたビジョンや取組」を宣言し、ポータルサイト上に資料で公表をするものです ③賃上げ要件 一人あたり給与支給総額が年平均4.5%以上の成長であること ※その他、公表されている投資売上比率などの数値が一定水準以上であることが求めらると想定されます。 実施期間：交付決定日から24か月以内 ◆100億宣言 「100億宣言」には、主に以下の4つについて、記載いただきます。 ・企業概要 ・企業理念・経営者の意気込み ・売上高100億円実現の目標と課題 ・売上高100億円に向けた具体的な措置（取組）	【革新的新製品・サービス枠】 革新的な新製品・新サービス開発の取組を支援します。本補助対象事業枠は、革新的な新製品・新サービス開発の取組が補助対象であり、既存の製品・サービスの生産等のプロセスについて改善・向上を図る事業は補助対象外です。 ①付加価値額 補助事業終了後3～5年の事業計画期間において、付加価値額の年平均成長率が4.0%以上増加する見込みの事業計画 ②賃上げ要件【目標値未達の場合、補助金返還義務あり】 補助事業終了後3～5年の事業計画期間において、一人当たり給与支給総額の年平均成長率を3.5%以上増加 ③事業場内最賃水準要件【目標値未達の場合、補助金返還義務あり】 補助事業終了後3～5年の事業計画期間において、毎年、事業場内最低賃金が補助事業実施場所都道府県における地域別最低賃金より30円以上高い水準 ④一般事業主行動計画を両立支援のひらびで公表 ⑤子育て等に関する職場環境整備の取り組み ⑥金融機関の確認(資金調達する場合)	【新事業進出枠】 既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出を支援します。本補助金対象事業枠は事業で新たに製造又は提供する製品、商品もしくはサービスが、事業を行う中小企業等にとって、新規性を有するもの、かつ、事業で新たに製造等する製品等の属する市場が、事業を行う中小企業等にとって、新たな市場であるものが補助対象です。 ※申請企業にとって新製品・サービス×新市場(新顧客層)であること、また一定の新規性(高付加価値)である事業(相当程度普及している事業ではないこと) ①付加価値額 補助事業終了後3～5年の事業計画期間において、付加価値額の年平均成長率が4.0%以上増加する見込みの事業計画 ②賃上げ要件【目標値未達の場合、補助金返還義務あり】 補助事業終了後3～5年の事業計画期間において、一人当たり給与支給総額の年平均成長率を3.5%以上増加 ③事業場内最賃水準要件【目標値未達の場合、補助金返還義務あり】 補助事業終了後3～5年の事業計画期間において、毎年、事業場内最低賃金が補助事業実施場所都道府県における地域別最低賃金より30円以上高い水準 ④一般事業主行動計画を両立支援のひらびで公表 ⑤子育て等に関する職場環境整備の取り組み ⑥金融機関の確認(資金調達する場合)	【グローバル枠】 海外市場開拓（輸出）に向けた、国内の輸出体制強化の取組を支援します。本補助対象事業枠は事業を行う中小企業等が、自社の製品等を活用し、自発的に新たな海外販路を開拓するうえで必要となる国内製造等拠点の強化に取り組むもの、かつ、事業により製造等する製品等の属する市場が、事業を行う中小企業等にとって、新たな海外市場であるものが補助対象であり、取引先主導の事業は自発的な取組とは言えず補助対象外です。 ①付加価値額 補助事業終了後3～5年の事業計画期間において、付加価値額の年平均成長率が4.0%以上増加する見込みの事業計画 ②賃上げ要件【目標値未達の場合、補助金返還義務あり】 補助事業終了後3～5年の事業計画期間において、一人当たり給与支給総額の年平均成長率を3.5%以上増加 ③事業場内最賃水準要件【目標値未達の場合、補助金返還義務あり】 補助事業終了後3～5年の事業計画期間において、毎年、事業場内最低賃金が補助事業実施場所都道府県における地域別最低賃金より30円以上高い水準 ④一般事業主行動計画を両立支援のひらびで公表 ⑤子育て等に関する職場環境整備の取り組み ⑥金融機関の確認(資金調達する場合)	【一般型】 ・基本要件 ①労働生産性の年平均成長率+4.0%以上増加 ②1人当たり給与支給総額の年平均成長率を3.5%以上増加 ③事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準 ④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等（従業員21名以上の場合のみ） ・その他要件 ①補助事業者の業務領域・導入環境において、当該事業計画により業務量が削減される割合を示す省力化効果が見込まれる事業計画を策定すること。 ②事業計画上の投資回収期間を根拠資料とともに提出すること。 ③3～5年の事業計画期間内に、補助事業において、設備投資前と比較して付加価値額が増加する事業計画を策定すること。 ④人手不足の解消に向けて、オーダーメイド設備等の導入等を行う事業計画を策定すること。	商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く） 常時使用する従業員の数 5人以下 宿泊業・娯楽業 常時使用する従業員の数20人以下 製造業その他 常時使用する従業員の数20人以下 ① 資本金又は出資金が 5 億円以上の法人に直接又は間接に100%株式保有されていないこと（法人のみ） ② 直近過去 3 年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が 1 5 億円を超えていないこと ③ 持続化補助金（一般型、コロナ特別対応型、低感染リスク型ビジネス枠）で採択を受けて、補助事業を実施した場合、各事業の交付規程で定める様式第14「小規模事業者持続化補助金に係る事業効果及び資金引上げ等状況報告書」を、原則本補助金の申請までに受領されたものであること。	事業再編・事業統合に伴う経営資源の引継ぎを行う 中小企業者等 事業再編・事業統合に伴う経営資源の引継ぎを行う取組 常時使用する従業員の数が2,000人以下の会社または個人等 一般枠： ①投資額20億円以上（100億宣言企業は15億円以上） ②賃上げ要件（補助事業の終了後3年間の対象事業に関わる従業員等1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が、4.5～5.0%以上）	
補助率・限度	補助率 1/2 補助上限額 5億円	補助上限：750万円～2,500万円(3,500万円) ※従業員数と大幅賃上特例条件による ※大幅な賃上に取り組む事業者は補助上限を100～1,000万円上乗せ(3,500万円までに) 補助率：1/2 ※小規模・再生事業者2/3	補助率1/2 補助上限 カッコ内は大幅賃上げ特例適用事業者 従業員数20人以下2,500万円（3,000万円） 従業員数21～50人4,000万円（5,000万円） 従業員数51～100人5,500万円（7,000万円） 従業員数101人以上7,000万円（9,000万円） ※補助下限750万円 ※大幅賃上げ特例適用事業者（事業終了時点で①事業場内最低賃金+50円、②給与支給総額+6%を達成）の場合、補助上限額を上乗せ。（上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額）	補助上限：2,500万円～7,000万円(最大9,000万円) ※従業員数と大幅賃上特例条件によって限度額は異なる 補助下限額 750万円 補助率：2/3	●カタログ注文型 従業員5人以下 補助率1/2以下 補助上限額：200万円(条件を満たせば300万円が上限) 従業員6～20人 補助率1/2以下 補助上限額：500万円(条件を満たせば750万円が上限) 従業員21人以上 補助率1/2以下 補助上限額：1,000万円(条件を満たせば1,500万円が上限) ●一般型 1/2 小規模・再生 2/3 5人以下750万円(1,000万円) 6～20人 1,500万円(2,000万円) 21～50人 3,000万円(4,000万円) 51～100人 5,000万円(6,500万円) 101人以上8,000万円(1億円)	通常枠 2／3 上限5 0 万円 賃上引上げ特例 1 5 0 万円上乗せ ※事業場内最低賃金を+50円以上とした事業者 インボイス特例 5 0 万円上乗せ 創業型(創業後3年以内) 2／3 上限200万円	●事業承継促進枠 1/2もしくは2/3 800万円～1,000万円限度(下限100万円)	上限50億円（補助率1/3以内）
対象経費	建物費・機械装置費・ソフトウェア費・外注費・専門家経費	機械装置・システム構築費、運搬費、技術導入費、知的財産権等関連経費、外注費、専門家経費、クラウドサービス利用費、原材料費、広告宣伝・販売促進費	機械装置・システム構築費、建物費、運搬費、技術導入費、知的財産権等関連経費、外注費、専門家経費、クラウドサービス利用費、原材料費、広告宣伝・販売促進費	機械装置・システム構築費、建物費、運搬費、技術導入費、知的財産権等関連経費、外注費、専門家経費、クラウドサービス利用費、原材料費、広告宣伝・販売促進費、海外旅費、通訳・翻訳費	省力化製品の設備投資における（１）製品本体価格、（２）導入に要する費用（導入経費）	機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費（オンラインによる展示会・商談会等を含む）、旅費、開発費、資料購入費、借料、設備処分費、委託・外注費（税理士等への相談・コンサルティング費用など）	補助対象事業の遂行に必要な経費であり、補助事業期間内に契約・発注を行い支払った経費 ●事業承継促進枠 設備費、産業財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費等 ●専門家活用枠 謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料、保険料	建物費、機械装置費、ソフトウェア費、外注費、専門家経費
サイト	https://growth-100-oku.smri.go.jp/	https://shinijigyou-monodukuri.smri.go.jp/			https://shoryokuka.smri.go.jp/	https://r3.iizokukahojokin.info/	https://ish.go.jp/	https://seichotoushi-hojp.jp/
補足	審査は、書類審査＋プレゼン審査 第2回採択発表 2026/8/4 第3回 2026年秋公募予定見込み(未確定)	ものづくり補助金と新事業進出補助金が一体化した補助金 第1回公募(2026/6/29) 申請期間は2026/9/30～2026/10/30(2027年1月採択発表予定)			カタログ注文型 随時受付中 一般型 第8回2026年8月公募予定。申請2026年9月中旬予定	通常枠・一般型 第20回 2026/11/5～12/15	15次公募 申請 2026/6/19～7/24(終了) 次回は未発表	第6回公募 2026/7/31～8/31 次回は未発表
採択率目安	15～25%	第1回公募中のため、採択率は未発表。ものづくり補助金は30%程度(グローバル枠は20～25%程度)、新事業進出補助金は30～35%			一般型は約60%程度。カタログ型は70～80%程度と思われる(未公表)	40～50%程度	50～60%程度	10%～20%程度

※あくまで中小企業庁など発信されている情報から読み取れるものですので、未確定情報を含むことをご承知おきください